

誓約書

私は、南薩地区衛生管理組合が実施する入札（見積）の参加申し込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する契約の締結する能力を有しない者及び破産者で複権を得ない者に該当しません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第1項から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 入札に際し、物品、売買契約条件、入札説明等すべてを承知の上で参加しますので、後日これらの事柄について組合に対し一切の意義、苦情を申し立てません。

令和 年 月 日

南薩地区衛生管理組合管理者 本坊輝雄様

【申込者】

氏名

印

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）より抜粋
（一般競争入札の参加者の資格）

- 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札も係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で複権を得ない者を参加させることができない。
- 2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があったあと2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者